

健 保 ニ ュ ー ス



長野県 千曲市

就任のご挨拶



理事長 沢田 吉博

日本電子健康保険組合第339回理事会にて理事長選挙が行われ、足達前理事長の後を受け、このたび第12代の理事長に就任いたしました。組合員の皆様へ一言、新任のご挨拶を申し上げます。

昨年6月医療制度改革関連連法が成立し、10月施行分を皮切りに延べ3年に亘る医療制度改革がスタートしたことは皆様ご承知のとおりです。様々な改革を通し組合員の健康を守るため、保険者である健康保健組合の役割はますます重要になっています。当健康保険組合は、組合員数3097名と決して規模は大きくありませんが、保健事業に注力し、またホームページの開設・被保険者証のカード化等の新規事業も他の組合に先駆けて実施していると聞いています。

ここ数年は経常収支も黒字を継続することができ、昨年度には母体企業と協力して行った40周年記念事業のソフトボール大会も盛況裏のうちに終えることができました。

今年度は、拠出金の高騰により大幅な経常赤字予算となっていますが（詳細2ページ参照）、保険料は変更せず保健事業も従来事業を継続していくこととしています。また、予防を中心とした施策で医療費を削減するために、20年度から実施される保険者による40歳以上の加入者への健診と保健指導の義務化に対する準備も実施していきます（3ページ参照）。

今後とも、私をはじめ健康保険組合の全議員・役職員と共に一致協力し、企業内組合の特長を生かしながら、皆様の疾病予防と健康づくりのために諸事業を積極的に推進していく所存です。どうか今後とも、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本健保ニュースには、今年度の保健事業概要および来年度からの「健診と保健指導」等の記事が掲載されています。ご一読後是非ご自宅にお持ち帰りいただき、ご家族にもお読みいただきますようお願い申し上げます。

事業計画・予算

平成19年度

拠出金高騰により大幅経常赤字予算
保険料率を変えず、従来事業を実施

去る2月8日に開催した第106回組合会において、平成19年度事業計画および収入支出予算を決定しました。予算は拠出金の高騰により約1億4700万円の赤字になりますが、積立金の繰入によって対応します。赤字予算ですが、従来事業を継続して実施します。事業計画・予算の前提となる保険料率は健康保険料率・介護保険料率ともに、現行のまま変更しません。

1. 予算概要

拠出金の乱高下が、健康保険組合の安定的な運営に悪影響を与えていることは周知の事実ですが、平成19年度は老人保健拠出金が前年度比で約4千万円の増加、退職者給付拠出金も前年度比で約6千万円の増加となり、両方で約1億円もの拠出金の増加となりました。これが主因となつて一般勘定では大幅な赤字予算となりました（詳細は別表「平成19年度収入支出予算概要表」参照）。

そのような厳しい状況の中ですが、保健事業は質を落とさずに継続することとし、他の歳出は極力抑制を行います。付加給付も現行の給付水準を維持します。

一方、介護勘定は、介護納付金が横這い傾向に転じたこともあり、やや余裕のある予算となりました。

2. 保険料率

一般勘定での赤字分は別途積立金の繰入により運営することとし、保険料率は昨年度と同率の1000分の64とします。介護保険の保険料率も昨年度と同率の1000分の10とします。

3. 保健事業

組合員の健康を守るための保健事業の充実が健康保険組合の目指すところであり、厳しい予算ではありますが従来事業を継続させます（詳細は別表「平成19年度保健事業」参照）。

(1) 疾病予防を図るため、昨年度から開始した事業を定着させます。

① 新規に導入したメンタルヘルスカウンセリングの利用PRに努めます。

② 新規事業として実施したインフルエンザ予防接種を継続します。

(2) ウォーキング運動を健康増進事業の柱として継続するために、従来の期間限定方式ではなく年間を通して行う方式に変更します。

4. 医療制度改革への対応

昨年6月の通常国会において医療制度改革関連法が成立し、平成18年10月、19年4月・20年4月の3段階に分けて改革が施行されます。それぞれの改革内容をタイムリーに社員・家族にお知らせするとともに、健康保険組合として遅滞なく対応します。特に20年4月から、

平成19年度 収入支出予算概要表

一般勘定

◆収入の部

科 目	予算額 (千円)
健康保険収入	1,313,045
保険料	1,312,301
国庫負担金収入	743
その他	1
調整保険料収入*	25,915
繰入金	190,000
退職積立金繰入	10,000
別途積立金繰入*	180,000
国庫補助金収入*	1
財政調整事業交付金*	17,710
雑収入	9,922
利子収入	2,135
施設利用料	4,990
不用財産等売却代*	1
その他	2,796
収入合計	1,556,593
経常収入（*を除く）	1,332,966

◇支出の部

科 目	予算額 (千円)
事務所費	71,310
組合会費	422
保険給付費	645,551
法定給付費	619,579
付加給付費	25,972
拠出金	648,817
老人保健拠出金	347,038
退職者給付拠出金	301,779
保健事業費	109,640
還付金	102
保険料還付金	100
調整保険料還付金*	2
財政調整事業拠出金*	25,915
連合会費	816
積立金	3,000
その他	500
予備費*	50,520
支出合計	1,556,593
経常支出（*を除く）	1,480,156
経常収支差引額	△147,190

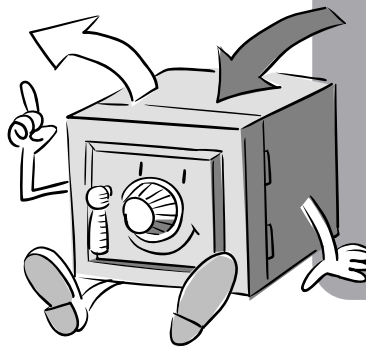
介護勘定

◆収入の部

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	133,177
繰越金	1,534
雑収入	5
収入合計	134,716

◇支出の部

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	119,405
介護保険料還付金	300
積立金	15,011
支出合計	134,716



予算基礎数値

	健康保険	介護保険 (40~64歳)
●被保険者 (本人)	男 2,600人 女 450人 計 3,050人	男 1,490人 女 150人 計 1,640人
●被扶養者 (家族)	3,494人	894人
●平均標準報酬月額	484,000円	596,200円
●年間平均賞与額	1,056,800円	966,200円
●保険料率	事業主 36/1000 被保険者 28/1000 計 64/1000	5/1000 5/1000 10/1000

平成19年度

保健事業

①保健意識の啓発…保健指導宣伝

- ◆機関紙「健保ニュース」の発行（年4回）
- ◆情報誌「健保かわら版」の発行（適時）
- ◆「医療費のお知らせ」の配布（毎月）
- ◆「すこやかファミリー」を海外駐在員向けに配布（年4回）
- ◆「すこやかファミリーお元気ですか」を高年齢者向けに配布（年4回）
- ◆育児誌「赤ちゃん和妈妈」を1歳未満の子供がいる家庭に配布（年12回）
- ◆健康者を表彰（年1回）
- ◆健保ホームページの公開

②病気の予防と早期発見…疾病予防

- ◆生活習慣病予防健康診断の実施（年1回）
- ◆主婦健康診断の実施（年1回）
- ◆節目健診（人間ドック）を一定年齢の被保険者に実施（年1回）
- ◆選択式遠隔検診の実施（年1回）
- ◆無料歯科健康診断（随時）
- ◆若年層への婦人科検診の実施（年1回）
- ◆ヘリカルCTによる肺がん検診の実施（年1回）
- ◆超音波検診の実施（年1回）
- ◆流行性感冒対策（うがい薬の備付）

- ◆インフルエンザ予防接種の実施（年1回）
- ◆海外駐在員・家族向け日本語電話健康相談の開設（24時間対応）
- ◆海外駐在員・家族向け家庭用常備薬の配布（随時）
- ◆メンタルヘルスカounselingの開設（随時）
- ◆自動血圧計の設置・維持（常時）
- ◆健保連共同事業による講習会への参加（随時）

③体力づくり・健康づくり…体育奨励

- ◆トレーニングルーム開放（昼休み）
- ◆テニスコート（山中湖保養所に併設）借上げ
- ◆ウォーキング運動（常時）

④心身のリフレッシュ…保養所

- ◆山中湖保養所の開設（常時）
- ◆契約リゾート施設の利用（常時）
「セラヴィリゾート泉郷」
「ラフォーレ倶楽部」
「リゾートトラスト」
「東急ハーヴェストクラブ」
- ◆保健施設宿泊補助（関東地区以外）

40歳以上の社員・家族を対象に、「生活習慣病の予防を目的とした健診と保健指導」が健康保険組合に義務化されます。19年度はそのための準備として、現状把握および目標設定等の必要な作業を行います。

5. 効率的運営

- (1) 二層のIT化推進を図り、事務効率の向上に努めます。
- (2) ホームページを充実し、社員・家族への広報活動をさらに推進し、サービスの向上に努めます。

平成20年4月から、40歳以上の社員・家族に 健診と保健指導の実施が義務づけられます

【概要】

昨年6月に通常国会にて医療制度改革関連法が成立しました。この医療制度改革の中で、生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年4月から、40～74歳の社員・家族に健診・保健指導を実施することが、医療保険者（健保組合、国民健康保険、共済組合等）に義務づけられました。

その内容は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診・保健指導を行うこととなっています。健診結果をもとに、医師・保健師・管理栄養士等が、生活習慣の改善に関する動機づけを行い、該当者自らの意思で行動変容に結びつけるというものです。

【背景】

国民医療費は年々増加し、日本の社会保障制度を揺るがす問題となっています。

この対策の一環として厚生労働省が提唱して実施している『21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）』の中間評価では、国民の健康状態や生活習慣の改善が見られないばかりか、むしろ悪化しているのが現状です。

【目標】

平成27年度には、平成20年度に比べ生活習慣病有病者・予備群を25%減少させることを、国としての目標としています。

【実施に向けて】

実施に向けての具体的な内容は、検討会・ワーキンググループ等が編成され、詳細を詰めている段階ですが、実施にあたっては多くの課題もあります。

国レベルでは、健診項目の標準化と、ばらばらなデータ仕様を統一する作業があります。また、保健指導を行う人材の育成と確保も急務です。手作業では困難な事業ですので、電子的管理システムの構築、そのためのインフラ整備も必要です。

一方、健保組合としても、保健指導を実施するための体制づくりが必要です。もちろん、健診データの把握・分析を行うためにシステムを導入しなければなりません。個人情報保護のさらなる徹底は言うまでもありません。

【皆様へのお願い】

社員の皆様は生活習慣病予防健康診断・定期健康診断等を毎年受けています。これら健診と内臓脂肪症候群に着目した健診との整合性をとるという課題は残されていますが、現状ではほぼ100%の人が健診を受けています。

それに対して、家族の健康診断は任意であるため、受診率が低いのが全国的傾向です。当組合の主婦健診は60%以上の受診率ですが、これは他健保組合が驚くような高率です（世間では10%・20%が当たり前）。当組合の奥様方は健康意識が強い現れでしょう。ではありますが、限りなく100%に近づけてくださるようお願いいたします。

そして、何よりも日ごろの健康管理です。「食事と運動」です。



公告
第267号

理事長の退任・就任

左記のとおり、理事長の退任・就任がありましたので公告します。

記

〔退任〕 足達 多史 3月31日付
〔就任〕 沢田 吉博 4月1日付

4月は就職シーズンです
健康保険証の手続きも忘れずに

4月はご家族の就職シーズンです。就職先からご家族が新しい健康保険証をもらっているか、そんなときは日本電子健康保険組合から、その方のお名前を抜かなくてはなりません。

もし、忘れていたら速やかに手続きをしてください。手続きは被扶養者異動届と一緒に減少される方の健康保険証を添えて、各事業所の担当部署に提出してください。被扶養者異動届の用紙は、当健保組合ホームページからダウンロードできます。記入例も載せてありますので、参考にしてください。

また、他の保険制度に加入された方や、パート・タイム・アルバイト等で年収130万円（60歳以上は180万円）以上の方は被扶養者資格がなくなりますので、減少の手続きをお願いいたします。

減少手続きをしないまま加入されている場合、給付された医療費・健診料は、返還していただく場合もありますので、もう一度、無資格な被扶養者が健康保険証をお持ちでないか確認してください。

ウォーキングマイレージ
5月からスタート

健康づくり・体力づくりの一環として、当組合では平成5年度からウォーキング運動に取り組んできました。今までのウォーキング運動は、それなりの効果を上げてきたと評価していますが、今年度からバージョンアップをして『ウォーキングマイレージ』として実施します。

今までは毎年秋季に期間を定めて実施してきましたが、これを年間を通して常時実施している方式に変更します。そして、歩数を累計して、その歩数に応じて記念品と交換できる仕組みといたします。

これによって、さらにウォーキングを推進することを目指しています。

5月からスタートしますので、ふるってご参加ください。

4月から高額医療の窓口負担
が軽減されます

医療機関で受診したとき、窓口で払う自己負担額は医療費の3割（高齢者と乳幼児は1割または2割）であることはご存知だと思います。この自己負担額が高額になったとき、一定額を超えた分が、後日健保組合から支払われます。これを高額療養費といいます。この高額療養費は、診察を受けた3〜4カ月後に支払われるので、当座は自分で負担しなければなりません。

この4月から、高額療養費を差し引いた金額を窓口で支払えばよい制度が導入されました。これにより、窓口負担が軽減されます。ただし、あらかじめ健保組合にそのことを申請して、認定証の交付を受ける必要があります。

なお、この制度は入院だけが対象で、通院は対象外です。

詳しくは健保組合にお尋ねください。

平成19年度生活習慣病予防
健康診断が始まります

毎年事業主と共同で実施している生活習慣病予防健康診断を、今年度も5月中旬から9月中旬まで順次行います。事業所の担当者から健診機関、日時等の連絡があります。

なお、任意継続被保険者の方には、健保組合から直接案内いたします。

平成19年度主婦健康診断
の案内をお送りします

今年度も奥様を対象に主婦健康診断を実施します。案内は5月中旬にご自宅宛に郵送します。

実施は7月からとなりますが、健診機関や年齢によって時期・内容等に違いがありますので、お送りする案内書をよくご覧になってお申し込みください。

なお、今年度からさいたま市の大宮ソテックと契約しましたのでご利用ください。

節目健診（人間ドック）を
お受けください

平成16年度から東京地区勤務の45、50、55歳の方に、節目健診として人間ドックを実施しています。

該当者には、すでに案内を差し上げて、申し込みは終了しています。

人間ドックは生活習慣病予防健康診断に比べ、検査項目が多く、通常は実施しない検査も含まれています。申し込まれた方には、健診機関から詳しい案内書が届きます。

平成19年度健保組合主催健康診断予定表

診断内容	対象者	実施予定月
生活習慣病予防健康診断	35・38・40歳以上の被保険者	5〜9月
節目健診（人間ドック）	45・50・55歳の被保険者	4〜6月
主婦健康診断	被扶養者の主婦	7〜11月
超音波検診	被保険者	7月
選択式遠隔検診	被保険者、被扶養者	10月
肺がん検診	被保険者、被扶養者	1月
婦人科検診	被保険者の女性（若年者）	11〜1月
無料歯科健診	被保険者、被扶養者	年間

組合の現勢（平成19年3月末現在）

一般保険	介護保険
●被保険者数 3,097名 (男子2,631名 女子466名)	●該当被保険者数 1,673名 (男子1,516名 女子157名)
●被扶養者数 3,495名 (男子1,094名 女子2,401名)	●該当被扶養者数 922名 (男子0名 女子922名)
●平均標準報酬月額 476,663円 (男子511,142円 女子281,996円)	●平均標準報酬月額 587,906円 (男子617,891円 女子298,369円)
●被保険者平均年齢 42.75歳 (男子43.76歳 女子37.02歳)	

編集後記

- ◆記録的暖冬といわれながら、さあ春だという時期に寒くなった今年の捻くれ天気でした。かえって体調を崩してしまった人もいたかもしれませんね。間もなくゴールデンウィークです。食べ過ぎ、飲み過ぎ、そして遊び過ぎにも注意しましょう。
- ◆長年取り組んできたウォーキング運動を、従来の期間限定方式から常時実施方式に変更します。春夏秋冬、それぞれの季節のウォーキングをお楽しみください。（事務局）